平成２３年（フ）第６１６号
茨城県常陸太田市木崎一町4069番地
債務者　冨永　敦雄
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６８４号
神奈川県小田原市中曽根39番地の１
債務者　大坂ミツ江
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７２９号
神奈川県平塚市豊原町５番21号　守屋アパート201号
債務者　古谷美津江
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７６３号
神奈川県小田原市扇町１丁目39番21号　一寸木アパート102
債務者　北中　高行
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７６４号
神奈川県小田原市扇町１丁目39番21号　一寸木アパート102
債務者　北中　美恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７６８号
神奈川県厚木市長谷119番地12
債務者　今井　正義
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７６９号
神奈川県厚木市長谷119番地12
債務者　今井　浩子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５２号
新潟県阿賀野市上高田732番地
債務者　三上　真一
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４４２号
愛知県一宮市千秋町加納馬場字神明戸20番地
債務者　工藤　京子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４７０号
愛知県一宮市緑１丁目８番24号　コーポ錦２号
債務者　近藤　慎一
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１３５０号
京都市下京区富小路通綾小路下る塗師屋町101番地２　ＣＥＲＣＡ富小路302
債務者　平城　貴子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４６号
京都市伏見区桃山町泰長老176番地の１　観月橋団地７棟503号
債務者　内川　好弘
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３１号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地11棟506号、前住所京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地11―110
債務者　澤村美弥子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５２号
京都市伏見区横大路貴船５番地
債務者　西川　典枝
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７５４号
京都府八幡市男山石城２番地―Ｂ34―201
債務者　片山　初美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
宮城県加美郡色麻町四竈字本郷600番地31
債務者　宍戸　睦夫
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４９９号
沖縄県那覇市識名１丁目２番19号
債務者　仲宗根清一
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５１６号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目33番29号　匠住宅402
債務者　赤嶺　　勉
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部